

## 令和6年度第2回茅ヶ崎市行政改革推進委員会のポイント

### ◆議題1 (仮称)次期行財政経営改善戦略策定について(案)(審議事項)

- ・本市では、令和5年(2023年)4月に策定した「茅ヶ崎市行財政経営改善戦略」のもとに設定した「経営改善推進方針」と「人財活躍推進方針」のそれぞれに「3つの柱」を立て、各課かいでの取り組みに行政改革推進課が伴走する形で業務改善を進めてきたところです。本戦略の取組期間は、令和7年度(2025年度)までとなっており、令和8年度以降の方向性を検討する必要があります。
- ・現在取り組みを進めている戦略における「3つの柱」のうち、「業務効率化」については、新たなICTツールの積極的な活用など、DXに主眼を置いた取り組みを進め、市民サービスの向上や職員の時間外勤務の時間の削減などの成果があがっています。
- ・一方で、「業務改革」と「財政健全化」の取組については、成果はあるものの、「事務事業の見直し」など一部に課題があります。
- ・(仮称)次期行財政経営改善戦略の策定を行うに当たり、「3つの柱」の重点取組項目及びその手法については継続することを考えていますが、上記の課題を踏まえ、次の3つの優先項目に重点を置き、取り組みを推進することを考えています。
  - ① 新たな事業実施に向けた既存事業の取捨選択等
  - ② 受益者負担の適正化
  - ③ 総人件費の抑制
- ・本議題では戦略のこれまでの成果や課題、今後の方向性(資料2)既存事業の取捨選択の手法(資料3)、今後のスケジュール(資料4)について、それぞれ説明しますので、ご意見をいただきたいと考えています。なお、②受益者負担の適正化に関する内容については、議題2とさせていただきます。

### ◆議題2 受益者負担適正化の基準(素案)について(審議事項)

- ・上記のとおり、「茅ヶ崎市行財政経営改善戦略」のもとに設定した「経営改善推進方針」の「3つの柱」のうち、「財政健全化」の取組については、以下のような課題があります。
  - ① 人件費や物価の高騰の状況により、施設あるいは行政サービスの提供に係るコストが年々上昇しています。
  - ② 現在の使用料等は、統一的な基準がないため、コストの上昇を反映することなく、近隣自治体や本市の類似施設との均衡などを主な理由として設定され、設定時の金額が据え置かれたままとなっているものが数多くあります。
- ・そのため、持続可能な施設運営及び安定的な行政サービスの提供に向けて、社会情勢の変化に応じた受益者負担の考え方を明確にする必要があります。
- ・さらに、使用料等の減額免除基準についても、受益者負担の公平性・公正性を確保する上で、施設の設置目的等を考慮した上で、平成29年2月に策定した「使用料等の減額免除の見直しについて」の内容を本基準に統合し、一体的な受益者負担の適正化を図りたいと考えています。
- ・受益者負担適正化の基準(素案)(資料5)について説明いたしますので、ご意見をいただきたいと考えています。

### ◆議題3 その他

事務局より、適宜、ご報告等させていただきます。